

相次ぐ留置施設保護室内 虐待死事件に寄せて

田鎖麻衣子

二〇三年二月、愛知県警岡崎警察署、大阪府警浪速警察署の各留置施設の保護室において、勾留中の被疑者が死にする事件が発覚した。

岡崎署の男性には統合失調症や糖尿病の持病があつたが、本人の訴えにもかかわらず必要な医療が提供されず、保護室内で、両腕をベルト手錠、両足を捕縛で拘束された状態で一四〇時間以上も放置され、後頭部が便器内に入つた状態で水を流されるなどの非人道的取扱いや暴行を受けたなどの情報が報道等により伝えられている。

また、浪速署の男性は、逮捕翌日の二月一五日朝に発熱と息苦しさが

しきを訴え、医療機関の受診を希望。同署は受診させないまま、一六日未明と一七日朝の二度にわたりベルト手錠と捕縄で計四時間拘束し、拘束解除から九時間後に死亡が確認されたという。

なお、二〇一七年には、被勾留者ではないが、警視庁新宿警察署の保護室でネパール人の男性がベルト手錠・捕縄・ロープで拘束された後、金属手錠と捕縄で両手・両足を拘束されたまま検察庁へ送られ、片方の手錠を外され、直後に死亡する事件が起きている（遺族が国賠訴訟を提起し本年三月一七日に判決予定）。

拘束、医療その他様々
な問題を提示するが、
今回は「留置施設における保護室整備につき
述べる。

保護室（監獄法下で
は「保護房」）は、古
くから刑事施設（刑務
所・少年刑務所・拘置
所）における被収容者
虐待の温床であつたが
二〇〇二年、名古屋刑
務所での受刑者死傷事
件によりその実態の二
端が公けとなり、監獄
法改正へとつながった
一方、当時の留置施設
には一般的に保護室が
設置されておらず、保
護室収容問題が意識さ
れることは殆どなかっ
た。しかし、ほどなく
転機が訪れる。二〇〇
四年四月、和歌山東警
察署留置施設において

防音具を装着され手足をベルト手錠で拘束された被勾留者が死亡したのである。当時、刑事施設では防音具は既に廃止され、またベルト手錠と類似する革手錠も名刑事件後に廃止されており、日弁連は同年五月、留置施設における防音具・鎮静衣・ベルト手錠廃止の申入れを国家公安委員会委員長及び警察庁長官に対して行つた。しかしその後、ベルト手錠問題は置き去りにされ、防音具廃止の要請だけが「保護室整備の推進」と一体となり進んでいく。受刑者は、危険な防音具を可能な限り使用しない方

向での「改善への努力」が求められた。これに対し警察庁は、保護室が整備されてい る留置施設は一割強にとどまり、被留置者が大声を発することにより留置施設内の平穏を乱すおそれがある以上、防声具の使用は必要であるものの、保護室の整備促進に努める旨を述べた。結果として、防声具は「保護室が設置されていない留置施設において、「被留置者が留置担当官の制止に従わず大声を発し続けて、留置施設内の平穏な生活を乱す場合において、他にこれを抑止する手段がないとき」に使用できるものとされた（刑事被取容処遇法二二三条三

項目が、衆參の法
員会による付帶決議
は、「防声具の使用
については、留置
視察委員会に必ず
するとともに、留置
設における防声具
用の将来的な廃止
指し、留置施設へ
護室の整備を計画
進めるほか、処遇
被留置者の早期の
施設への移送を積
に推進すること」
項目が盛り込まれ
保護室の設置は
に推進され、二〇
から二〇一二〇年ま
三年だけで一〇
設・二三三室増え
置施設全体の三
にまで普及した
方、同じく付帶決
盛り込まれていた
留置者の刑事施設

議の被に一%留施の七力。と極刑困難に保目的のをの直施設報告状況議にで詶われていた代替収容施設の機能の縮小化はく進まなかつた。

監用の項全設護(設)は、刑事施設、精神科病院の施設を問わざらず、権侵害の危険を本に内在する。留置

留置場所など、主たる勾留場所が続ける状況においては、保護室増設に伴う施設的・人間的・事例的・施設的・あつたといえよう。

かで、虐待して、防音具による死を回避するための方策は、保護室における死を招いたのである。